



まちづくり通信 第17号

新清洲駅北土地区画整理事業

平成 29 年 10 月発行

初秋の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本事業では現在、平成 30 年度から着手する工事のための建物等の調査・移転や工事の設計などの準備を進めています。今回の通信では、「第 5 回土地区画整理審議会」、「都市計画の変更と今後の事業に関する説明会」開催のご報告と、今後の都市計画変更に伴う手続きとして、縦覧のお知らせをいたします。

地区計画（原案）の縦覧

新清洲駅北地区では用途地域、防火・準防火地域、地区計画の都市計画決定、変更を予定していますが、そのひとつである地区計画（原案）について下記のとおり縦覧します。

- ◇ 案の内容
 - ・新清洲駅北地区計画（新たに地区計画を決定）
 - ・土田地区計画（一部区域を新清洲駅北地区計画へ編入）
- 7月8日説明会資料としてお配りした内容と変わりありません

◇ 縦覧期間 10月16日（月）～30日（月）【土・日・祝日は除きます】

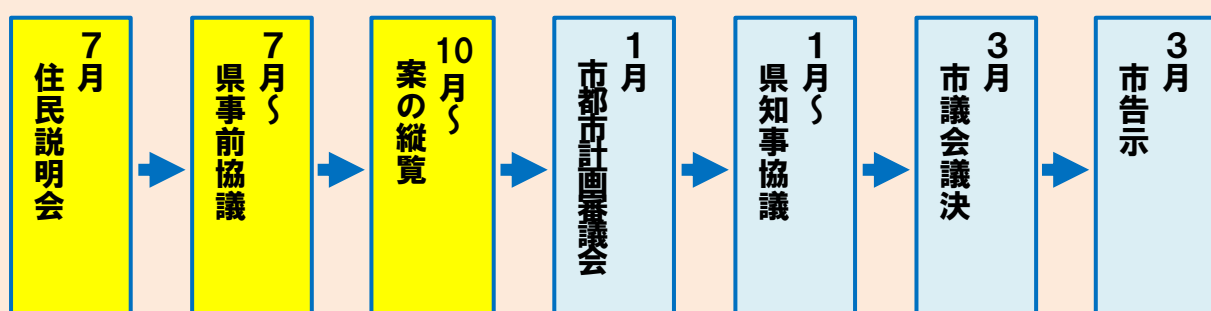
◇ 縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

◇ 縦覧場所 清須市役所南館2階 都市計画課

※ この原案について意見のある方は、11月6日（月）までに、清須市あてに意見書を提出することができます。

※ **用途地域、防火地域・準防火地域の案の縦覧は、12月頃（2週間）を予定**していますが、詳細については、決まりましたら市の広報やホームページでお知らせします。

都市計画変更のスケジュール



必要な届出など

①建築行為等について

仮換地使用収益開始前などの土地区画整理事業の施行に支障となる建築行為は制限を受け、土地区画整理法第76条に基づく清須市長の許可が必要となります。許可されるのは、事業の施行に支障がないと施行者が認めたもののみです。

建築行為等を行う場合は、あらかじめお問い合わせください。

道路の完成までは
建築できません！



建築士

②仮換地証明書等の発行について

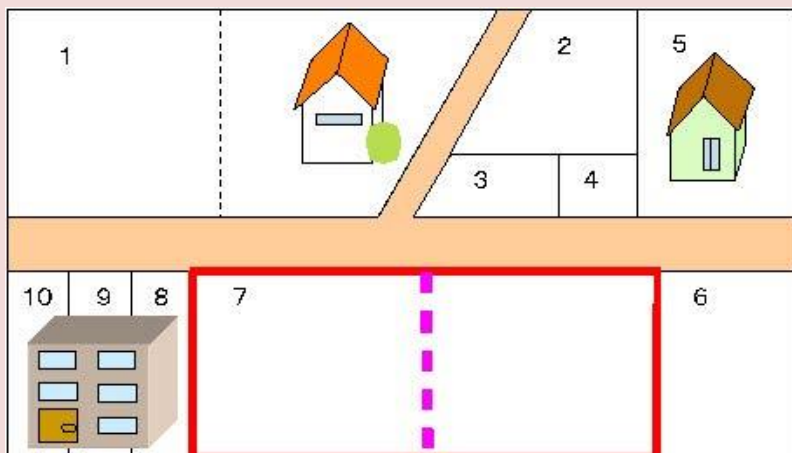
建築行為、金融機関からの融資、建物登記などの際には仮換地証明書または該当敷地地番証明書が必要です。

証明の必要な方は、清須市へ申請してください。なお、地権者以外の方が申請される場合は、委任状をご持参ください。（1通200円、発行には概ね1週間程度必要。）

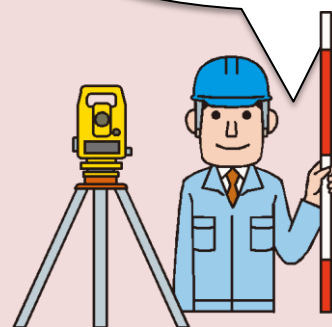


③土地の所有権移転・仮換地の分筆等について

仮換地の指定後、従前の土地について所有権移転（売買、相続、贈与等）や分・合筆をされた場合、住所変更された場合は、清須市へ届出してください。



分筆、売買などには
届出が必要です！



測量士

第5回土地区画整理審議会

- ◇ 日 時 平成29年6月26日（月）午前10時00分～
- ◇ 会 場 清須市役所南館3階 第1会議室
- ◇ 出席委員 8名（2名欠席）
- ◇ 事務局 清須市、都市再生機構（UR）
- ◇ 議 題 〈報告事項〉
 - （1）都市計画の変更について
 - （2）今後のスケジュール等について
 - ・平成29年度事業内容、建物移転、平成30年度工事施工区域説明



都市計画の変更と今後の事業に関する説明会

- ◇ 日 時 平成29年7月8日（土）午前10時00分～
- ◇ 会 場 清洲市民センター2階 201集会室
- ◇ 出席者 39名
- ◇ 事務局 清須市、都市再生機構（UR）
- ◇ 説明内容
 - （1）新清洲駅北土地区画整理事業の概要について
 - （2）都市計画の変更について
 - ・用途地域、防火地域及び準防火地域、地区計画の内容
 - （3）平成29～30年度の事業予定について
 - （4）質疑応答



ご質問		ご質問に対する回答
都市計画について	・停車場線の東と助七西市場線の南北の近隣商業地域等の用途をもっと広げた方が良い。	・今回の都市計画の変更は、区画整理地内をメインに考えていますが、地区の東側については、地区計画等の手法をもって今後勉強会等も行い、検討していきたいと思っています。
	・今回の商業地域に対する考え方と具体的な方策を教えてください。	・今回の都市計画変更は、新しい土地利用計画に即した用途変更を行っています。大型商業施設の複合用地については第1種住居地域から第2種住居地域にして商業を意識した設定としています。地区の東側は、一般住宅用地の設定で、第1種住居地域としています。駅前用地は従前の土地所有者の方の換地先で、今後については所有者様の意向によります。
事業について	・電線の地中化は？	・導入コストの問題や、引込み等の個人費用負担の可能性もあるので、今後よく検討する考えです。
	・事業名称がなぜ名古屋都市計画事業か？	・名古屋都市計画区域内の事業ですので、この名称です。
	・埋蔵文化財の調査の場所は？	・道路等の施工後には後の調査が不可能になるので、将来道路部分を施工前に調査します。

この土地区画整理事業に関わるご意見、ご要望は下記までお願いいたします。

清須市建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 まちづくり係

TEL:052-400-2911 FAX:052-400-2963

ホームページ: <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/> 電子メール:machizukuri@city.kiyosu.lg.jp